

滋賀県市町村職員退職手当組合の負担金の特例に関する条例

〔平成 15 年 2 月 19 日〕
滋賀県市町村職員退職手当組合条例第 1 号

改正 平成 17 年 2 月 1 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において、滋賀県市町村職員退職手当組合(以下「組合」という。)を組織する市町と組合を組織する市町以外の地方公共団体との合併に伴い、新たに組合に加入する地方公共団体(以下「新加入団体」という。)が加入するに際し納付すべき負担金(以下「加入負担金」という。)に関し、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例(昭和 58 年条例第 3 号。以下「退職手当条例」という。)の特例を定めるものとする。

(加入負担金)

第 2 条 新加入団体は、第 1 号に掲げる額に第 2 号に掲げる人数を乗じて得られる額を加入負担金として、組合長が指定する日までに納付しなければならない。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日における組合の財政調整基金の額を同年月日に在職する退職手当条例に規定する組合市町(以下「組合市町」という。)の職員の数で除して得た額(10 万円未満の端数は切り捨てる。)

(2) 合併の日における新加入団体の職員のうち、当該合併の日の前日において、組合市町以外の滋賀県内の地方公共団体および地方公営企業の職員であった者の数

2 前項に規定する加入負担金を一時に納付することができないときは、前項の規定にかかわらず組合長の承認を得て次の各号に定めるところにより分割納付することができる。

(1) 10 年以内(組合に加入した年度を含む。)で年数に応じて均等分割した額(1 円未満の端数は切り捨てる。)を納付する。

(2) 分割納付の期日は、組合に加入した年度にあっては組合長が指定する期日とし、2 年目以降は毎年 2 月末日とする。ただし、その納付の日が金融機関の休日にあたる場合には、その日前においてその日に最も近い金融機関の休日でない日とする。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し、必要な事項は組合長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 17 年 2 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。